

2009年1月8日 全4頁

2008年後半の株主提案など

制度調査部
堀内勇世

2008年後半に見る株主総会－1

[要約]

- 2008年後半（7月から12月まで）の株主総会の動向につき、各企業のプレスリリース（適時開示書類）などから見つけた事例につき、紹介する。
- このレポートでは、株主提案権行使の事例と、総会招集請求権行使の事例を紹介する。
- 株主提案権行使の事例については、「議案を提案して、株主総会の招集通知に記載させるという形の株主提案権」と「動議形式の株主提案権」に分けて紹介する。

1. はじめに

○2008年（平成20年）前半の株主総会の動向、例えば、株主提案、会社提案議案の否決、総会の続行については、例えば、次のレポートを作成している。

- ・「2008年前半の株主総会を振り返ってQ&A ～今年の株主総会に関する出来事－8～」（堀内勇世、2008.7.9作成）
- ・「2008年前半の株主総会を振り返ってQ&A－2 ～今年の株主総会に関する出来事－10～」（堀内勇世、2008.7.16作成）
- ・「株主提案の2008年の事例－4～今年の株主総会に関する出来事－9～」（堀内勇世、2008.7.15作成）

○そこで、**2008年後半、つまり2008年7月から12月までの株主総会の動向**につき、各企業のプレスリリース（適時開示書類）などから見つけた事例につき、簡単に紹介したい^(注1)。

(注1) 2008年7月から9月までの株主総会の動向については、次のレポートも作成している。

- ・「7～9月に見る株主提案の事例 ～今年の株主総会に関する出来事－11～」（堀内勇世、2008.10.6作成）
- ・「7～9月に見る会社提案議案の撤回・変更事例 ～今年の株主総会に関する出来事－12～」（堀内勇世、2008.10.8作成）

○このレポートでは、**株主提案権行使の事例と、総会招集請求権行使の事例**を紹介する^(注2)。

(注 2) 株主提案権と総会招集請求権については、次のレポート参照。

- ・「2008 年前半の株主総会を振り返って Q & A ～今年の株主総会に関する出来事－8～」(堀内勇世、2008.7.9 作成) [Q 2－1、Q 2－7 参照]
- ・「株主提案の 2008 年の事例－4 ～今年の株主総会に関する出来事－9～」(堀内勇世、2008.7.15 作成)
- ・「7～9 月に見る株主提案の事例 ～今年の株主総会に関する出来事－11～」(堀内勇世、2008.10.6 作成)

2. 株主提案権行使の事例

○2008 年後半の、各企業のプレスリリース(適時開示書類)などから見つけた、株主提案権行使の事例としては、図表 1、図表 2 のようなものが存在する(注 3)(注 4)(注 5)。

(注 3) なお、例えば、東証規則では、株主提案権が行使されたこと自体は、適時開示項目として明示されていないことに注意(東証：<http://www.tse.or.jp/rules/td/yousei.html> 参照)。

(注 4) ここで掲げた株主提案は、会社法の株主提案権の行使と思われるものだけである。

(注 5) 図表の注で示した各社のホームページの掲載資料などは、調査時のもので、削除されたり、変更されたりしている可能性もある。

○なお、株主提案権行使の事例については、「議案を提案して、株主総会の招集通知に記載させるという形の株主提案権」と「**動議形式の株主提案権**(「**株主総会の場で議案を提案する**」という形の株主提案権)」とに分けて、前者を図表 1 で、後者を図表 2 で紹介する。

図表 1 2008 年後半に見る株主提案権行使の事例(動議形式の株主提案権行使を除く)

会社名	コード番号	事例の概略	関連プレスリリース(適時開示書類)の公表日
エーワン精密	6156	<ul style="list-style-type: none"> ・エーワン精密は、ナステックより、第 18 期定時株主総会(2008 年 9 月 27 日開催)における株主提案権行使に関する書面を 2008 年 7 月 3 日に受領した。 ・その書面では、概ね、①期末配当(配当性向 80%)、②自己株式取得(1 年間で株式総数 3,000 株、取得価額の総額 15 億円を上限)、③社外取締役 1 名の選任が提案されていた模様である。 ・エーワン精密は、2008 年 7 月 22 日、反対の方針を開示した。 ・招集通知(※1)で、株主提案として掲載されていたのは、会社法 156 条に基づく自己株式取得の議案(1 年間で株式総数 3,000 株、取得価額の総額 15 億円を上限)であった。なお、招集通知において、エーワン精密の取締役会は反対を表明していた。 ・この自己株式取得の株主提案は、否決された(※2)。 	<p><エーワン精密></p> <p>2008.7.14、2008.7.22</p>

パイプドビッツ	3831	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプドビッツは、キャピタルズワン有限会社より、臨時株主総会（2008年10月7日開催）における株主提案権行使に関する書面を2008年8月5日に受領した。 ・その書面では、配当議案（2008年8月31日を基準日として、1株あたり900円）が提案されていた模様である。 ・パイプドビッツは、2008年8月15日に、「取締役会と致しましては、現在配当を実施する時期にはないと考えておりますが、本議案につきましては臨時株主総会における株主の皆様のご決議結果に従う所存であります。」との方針を開示した。 ・招集通知（※3）に、上記内容と同様の株主提案議案と、会社の方針が掲載されていた。 ・株主提案議案は、否決された（※4）。 	<p><パイプドビッツ></p> <p>2008. 8. 7、2008. 8. 15 2008. 10. 7</p>
セブンシーズ・テックワークス	2338	<ul style="list-style-type: none"> ・セブンシーズ・テックワークスは、2008年10月1日、個人株主より、臨時株主総会の招集を請求する文書を受領した。 ・それは取締役1名の解任を目的とするものであった（10月6日のプレスリリースでは、「株主提案」とは表記されていないが、株主提案と考えてもよいと思われるのでここに掲載している）。 ・セブンシーズ・テックワークスは、確認中であることを開示していた。 ・その後、臨時株主総会が開催されたとのプレスリリース（適時開示書類）を、調査段階には見つけていない（※5）。 	<p><セブンシーズ・テックワークス></p> <p>2008. 10. 6</p>
NowLoading	2447	<ul style="list-style-type: none"> ・NowLoading に対し、2008年11月21日、主要株主であるイスタジアグループ（旧社名：東方ネットジャパン）より、「臨時株主総会招集請求書 兼 株主提案通知書」が送達された。つまり、臨時株主総会の開催を請求し、それに株主提案する旨が記載された書類が送達された。 ・株主提案による議案は、「取締役の解任および新任取締役の選任の件」、「監査役の追加選任の件」の2案であった。 ・NowLoading は、要否について検討を開始すると開示していた。 ・その後、臨時株主総会が開催されたとのプレスリリース（適時開示書類）を、調査段階には見つけていない（※6）。 	<p><NowLoading></p> <p>200. 11. 27</p>

（出所）大和総研制度調査部作成

（※1）エーワン精密の招集通知は、エーワン精密のHP（<http://www.a-one-seimitsu.co.jp/18syousyuututi.pdf>）参照

（※2）エーワン精密の「第18期定時株主総会決議ご通知」参照。（EDINETにて、エーワン精密の有価証券報告書〔第18期〕の代替書面・添付文書の1つとしてみるができる。）

（※3）パイプドビッツの招集通知は、パイプドビッツのHP（http://www.pi-pe.co.jp/ir/schedule/pdf/meetingtockholders_convenc20080919.pdf）参照。

（※4）パイプドビッツの決議通知は、パイプドビッツのHP（http://www.pi-pe.co.jp/ir/schedule/pdf/meetingtockholders_decision20081007.pdf）参照。

（※5）セブンシーズ・テックワークスのHP（<http://www.sstw.co.jp/>）も参照。

（※6）NowLoadingのHP（<http://www.nowloading.co.jp/index.html>）も参照。

図表 2 2008 年後半に見る動議形式の株主提案権行使の事例

会社名	コード番号	事例の概略	関連プレスリリース(適時開示書類)の公表日
アライヴ コミュニティ (2008年9月1日より、「ルーデン・ホールディングス」と社名変更)	1400	<ul style="list-style-type: none"> ・会社は、2008年8月8日開催の臨時株主総会に、取締役2名の選任議案を、会社提案として提出していた(*1)。 ・その臨時株主総会において、修正動議が出席株主より提案され、結果として候補者のうちの1名が変更となった。 	<アライヴ コミュニティ (2008年9月1日より「ルーデン・ホールディングス」)> > 2008. 8. 8

(出所) 大和総研制度調査部作成

(*1) アライヴ コミュニティ (2008年9月1日より、「ルーデン・ホールディングス」と社名変更) の招集通知は、その会社の HP (http://www.ruden.jp/ir/pdf/080724_syousyu.pdf) 参照

3. 総会招集請求権行使の事例

○2008 年後半の、各企業のプレスリリース (適時開示書類) などから見つけた、**総会招集請求権行使の事例**としては、図表 3 のようなものが存在する (注 6)。

(注 6) 図表の注で示した各社のホームページは、調査時のもので、変更されている可能性もある。

図表 3 2008 年後半に見る総会招集請求権行使の事例

会社名	コード番号	事例の概略	関連プレスリリース(適時開示書類)の公表日
セブンシーズ・テックワークス	2338	<ul style="list-style-type: none"> ・セブンシーズ・テックワークスは、2008年10月1日、個人株主より、臨時株主総会の招集を請求する文書を受領した (図表 1 参照)。 ・その後、臨時株主総会が開催されたとのプレスリリース (適時開示書類) を、調査段階には見つけていない (*1)。 	<セブンシーズ・テックワークス> 2008. 10. 6
NowLoading	2447	<ul style="list-style-type: none"> ・NowLoading は、2008年11月21日、主要株主であるイースタジアグループ (旧社名: 東方ネットジャパン) より、臨時株主総会の招集を請求する書類を受け取った (図表 1 参照)。 ・その後、臨時株主総会が開催されたとのプレスリリース (適時開示書類) を、調査段階には見つけていない (*2)。 	<NowLoading> 2008. 11. 27

(出所) 大和総研制度調査部作成

(*1) セブンシーズ・テックワークスの HP (<http://www.sstw.co.jp/>) も参照。

(*2) NowLoading の HP (<http://www.nowloading.co.jp/index.html>) も参照。